

経営理念

- 一、事務所は、中小企業経営の健全な発展と多面的な要求の実現をめざします。
- 一、事務所は、納税者の権利擁護と、税制・税務行政の民主化の運動をすすめます。
- 一、事務所は、所員が学問の成果に学び専門的知識を身につけることをめざします。
- 一、事務所は、所員が、文化的で豊かな生活を営む拠点となることをめざします。
- 一、事務所は、以上の課題を実現するため多くの人々との協力をひろげます。

大阪総合会計ニュース

第3号 2019年1月1日
 発行
 大阪総合会計事務所
 大阪市中央区高麗橋2丁目2番7号 東栄ビル3階
 TEL. 06(6202)9251
 news@z-osk.jp
 発行人 竹内克謹



オフィス街北浜に鎮座する「適塾」の威光

幕末の激動期に蘭学者・緒方洪庵が開いた学塾、「適塾」の古い建物がビルの谷間にひっそりと佇んでいます。洋学研究の第一人者だった緒方洪庵は教育者として、幕末から明治にかけて福沢諭吉（慶應義塾の創設者）、佐野常民（日本赤十字社初代総裁）など近代日本を支えた政治家や官僚、学者を数多く輩出しました。

築200年になろうかという町屋の建物は、1964年には国の重要文化財に指定されました。わが国蘭学塾の唯一の遺構で、明治維新の息吹を現代に伝えています。

2019年を消費税増税阻止の年に

所長 竹内克謹

新年、あけましておめでとうございます。
 年末も押し詰まった12月14日、与党は2019年度の「税制改正大綱」を決定しました。昨春秋、安倍首相は今年10月から消費税率10%への増税を明言しましたが、「大綱」の内容は増税を確実に実施することを前提とした内容となっています。増税により売上に影響するとされる自動車や住宅への減税処置です。例えば自動車減税では増税後の購入者の自動車税を割引き、取得税も廃止、「環境性能別割」の税率も軽減するなどの大盤振る舞い。この減税、新車を買わない限り税金は安くならず、自動車を購入しない人には何の恩恵もありません。住宅ローン減税も同様です。減税は増税後の新規購入と増改築に限っており、これ以外の人々には無関係で、消費税の増税だけが重くのしかかります。

「大綱」はまた、増税と同時に進む「軽減税率」導入の財源について、昨年の所得税の増税分と4年後に導入される「インボイス」制度で賄うとしています。このインボイス、免税事業者は発行できず、取引から排除されるのを恐れる免税事業者が泣く泣く課税事業者を選択して納税することによる増収見込みの2,000億円を充てるというのです。どこまで中小企業に負担を強いれば気が済むのかと言いたくなる「改正」ですが、大資産家を優遇している株式の売却益への20%の定率課税は見直されていません。

消費の落ち込みや景気の悪化を心配するのであれば、増税そのものを中止すべきです。

2003年6月の政府税制調査会が「消費税の二桁化」を提言して以来、18年が経過しました。この間、税率アップを押しとどめてきたのは国民、中小企業の世論や反対運動の反映にほかなりません。今年は、4月に統一地方選挙、7月には参院選挙が行われます。この2度の選挙、安倍政権に消費税ノ1を突きつける絶好の機会です。

大阪総合会計事務所を宜しく願います。

昨年12月の事務所会議で、事務所名を『大阪総合会計事務所』と改称することを決めました。「中小企業の健全な発展」と「納税者の権利擁護」の経営理念のもと、所員一同、皆さま方のお役に立てる事務所として邁進する所存です。今後とも、ご指導ご鞭撻のほど、宜しく願います。

相続が変わります 40年ぶりの民法大改正

西岡 英利



昨年7月、民法の中の相続分野の法律が改正されました。今年から順次、施行され、相続税法も変わります。良くなる点もありますが、新たな「争族」の火種も生まれそうです。改正ポイントをまとめてみました。

配偶者居住権が創設

—2020年4月1日以後の相続・遺贈に適用—

夫の死後、残された妻が遺産分割のために長年住み慣れた自宅を売却しなければならぬという問題や、居住用不動産のみを相続し、現預金などを相続できないという問題などを解決し、残された配偶者を保護するために、「配偶者居住権」という新しい権利が創設されました。

例えば、亡くなった夫の財産が自宅（家と土地の評価額3,000万円）と預貯金2,000万円の場合、相続人は残された妻と、別に住んでいる息子の二人。法定相続分で相続すると、妻と息子が全体の二分の一の2,500万円ずつ分け合うことになり、自宅だけで3,000万円を超えますから、妻が自宅の所有権を引き継ぐには、自宅3,000万円と法定相続分2,500万円との差額500万円を息子に支払う必要があります。普通なら、息

子は「お母さんがそのまま住めばいいし、お金は2,000万円でもいい」と言うでしょう。しかし、息子にお金が至急必要で、母に手持ちの預貯金が少ない場合は、「家を売って、あと500万円をくれ」ということになるかも知れません。また、この場合母親も現金を相続できませんから、今後の生活に不安を感じるでしょう。

「配偶者居住権」の創設により、例えば自宅3,000万円のうち「配偶者居住権」を1,000万円として、これを母親が相続し、残り2,000万円の「所有権」部分は息子に相続させる。また、預貯金2,000万円のうちの母親が1,500万円を相続することによって、母親の老後の生活費も確保でき、不安も減りそうです。

この「居住権」は、配偶者が相続開始時にその家に住んでいることが条件です。金額は、相続人間の話し合いで決定されますが、法務省は目安として「簡易な評価方法」を公表しています。妻の平均余命をベースに計算しており、妻の年齢が若いと、その後の居



住年数が長くなるので高くなっていきます。また、「居住権」は「登記」されますが、「譲渡」はできません。

この法律は、2020年4月施行が予定されていますが、まだ、不明な部分もあり、あと1年4カ月の間に細部の規定も明らかになるので、今後よく検討をする必要があります。

故人の預金がすぐに引き出せる

—2019年7月までに施行—

相続の時に、亡くなった親の口座が凍結されてお金が出せないと、ということがよくあります。今回の改正で、相続開始時の預貯金の三分の一のうち、その相続人の法定相続分までの金額が仮払いで引き出せるようになります。例えば、銀行に600万円の預金があり、相続人が配偶者と子供二人の場合、配偶者の法定相続分は二分の一ですので、【600万円×1/3×1/2=100万円】となり、100万円の仮払いを受け取ることができます。

義父母の介護をした嫁が報われる「特別の寄与」

—2019年7月以後の相続に適用—

例えば、夫である長男の嫁が、亡くなった義父を介護したような場合、これまでとはただけ献身的に面倒をみて、相続人ではないために義父の遺産を受け取ることはで

きませんでした。しかし、今回「特別の寄与」という制度ができて、この嫁は、相続人に対して自分の貢献分を請求できることになりました。しかし、寄与分が認められるかどうかはかなりハードルが高く、記録やレシートなどを証拠として残しておくほうが良いと思われます。

不公平な遺言に対する対応（遺留分の減殺請求）が変わります

—2019年7月以後の相続に適用—

今回、二つの大きな改正が行われました。一つは、「遺留分侵害額請求権」と言って、相続人の最低限の取り分である遺留分は必ず金銭で払うことになりました。遺産が分割できない不動産である場合、従来は共有名義にして、解決をはかりましたが、これが後々のトラブルの原因になるため、共有は遺言に記載がない限りはできなくなりました。したがって、相続人はお金の準備が必要になります。もし、お金が用意できなければ、不動産を売却してお金を用意することにもなってしまう。二つ目の改正は、生前贈与の対象期間です。従来は、遺留分の計算をする場合、被相続人が亡くなった時点での財産だけでなく、生前に贈与した一生分の財産も含めた計算をしていました。しかし、今回の改正で、さかのぼることは相続開始から10年前までに

自筆証書遺言の「形式」と「保管方法」が変わり、より手軽になります

—2019年1月31日以後の遺言に適用—

「財産目録」をワープロやパソコンで作成できるようになりました。また、一覧表に代わって、登記簿謄本や通帳のコピーを添付したもので認められます。ただ、自身の署名捺印は必要です。この形式変更は本年1月から変わります。

また、法務局に自筆証書遺言を預けられる制度が始まります。これによって、従来の自筆証書遺言のように家庭裁判所の検認は必要がなくなり、大変使いやすい制度になります。保管費用も数百円の印紙のみです。これは2020年7月までに施行される予定です。



昨年末には週刊誌などで話題になりました。



竹内 克謹

まだまだやれるで
昨年11月、毎年恒例の姫路地区の高校野球部OBによる硬式野球大会に出場。先発で2イニングを投げてきました。相手は全国優勝したこともある東洋大姫路高校のOBチーム。大量失点だけは避けたいと思ってマウンドへ上がりましたが、相手もOB、高校時代とは違い思ったように身体が動かず、何とか2失点で後輩にバトンタッチ。秋には、また投げられるよう今年も1年間体力の維持に努めたいと思っています。こんな楽しみがあるおかげで毎日の激務にも耐えられていきます。

西岡 英利

旧事務所での2年間にわたる混乱、新事務所になってからの過酷な労働で、とうとう昨年末から体調を崩してしまいました。今年はずまず、自らの健康を回復すること、事務所の体制をしっかりとしたものにしていくことが目標です。

谷田 久義

平成32年分から「基礎控除」が10万円引上げられます。一方で「給与所得控除」、「公的年金控除」は同額引下げられます。個人事業者の青色申告特別控除も10万円引下げられます。ただし、電子申告等をすれば引下げなし。これを「働く人をあまねく応援する」とお国は言います。そうでしょうか。欺かれない年に。



大瀬 貴士

税理士試験の勉強を始め、ここ数年睡眠時間が平均4時間程度になりました。【受験生の適切な睡眠は7時間だ】と何かに書いていたような。寝ている間にも、記憶が整理されて定着すると。後3時間もどうやって!?と言いたいところですが、今年は何とか頑張って確保できるように生活改善したいと思っています。

増田 紗知子

週末の爆睡で体力を回復しながらですが、以前よりはアクティブになってきたような気がします。外に連れ出してくれる姪と甥に感謝です。他力本願ですが、「よりアクティブ」を目指すために今年も遊んでもらえればと勝手に期待しています。伯母馬鹿パワーで頑張っていく予定です。

岩本 厚子

運動して健康を心掛けます！
毎年の抱負に運動をしようと言いつつ数年になりません。徐々にはありますが、運動をする時間が長くなってきた気がします。寒い季節の休日はついつい暖かい部屋でゴロゴロしてしまっていますが、体を動かして心身共にリフレッシュして過ごしていきたいと思っています！



**今年もよろしく
お願ひします**

土田 浩二

私は北海道が好きで、新婚旅行も雪の降る四月に(当時、四月はまだ降雪の季節)バスとタクシーで知床など道東を旅しました。以降もたびたび訪れています。その大好きな北海道が苦境にさらされています。農業も漁業も酪農も経営が揺らぎ廃業や後継者難で従事者を大きく減らしています。災害も増え、人口も急激に減少しています。いつまでも食と自然の宝庫、最後のパラダイス、であって欲しい。

小山 通子

いつも、今が始まり
この春から未経験にもかかわらず総務経理職を拝命し、日々まさにこれ。冒頭は四捨五入して30年前に新卒で入った会社で言われた言葉。若かりし頃には感じませんでした。しかし、今、口にする包容力のあるいい言葉だなぁ。「今未達なら、今から学び始めちゃいいじゃん」と、背中を押してくれてる気がします。立ち止まってしまった時にでも思い出してみてください。文字通り干支通り猪突猛進で今年も業務に励みます！

澤村 まち子

昨年は、体調を崩したこともあり、健康管理に気を付けて健康な体づくりをしたと思っています。健康になる為には、「睡眠」、「食事」、「運動」が大切だと言われています。7時間以上の睡眠と、バランスの良い食事、適度に運動をして、健康的なからだづくりをして、健康な1年を過ごしたいと思っています。

阪口 絵美

私の今年の抱負は、仕事面では時間を意識して作業することです。入所して半年、今までは慣れることに精一杯で円滑に進めることができませんでした。自身の問題点を見つめ直して改善したいです。生活面では体のメンテナンスをすることです。数年前から風邪をひきやすくなったり、肩こりがひどくなってきました。よく体を動かして、しっかりと睡眠を取って、疲れにくい体を目指します。

角野 環

昨年は大学を卒業後入社した銀行を1年で退職し、人生2度目の就職活動をしました。10月から当所にお世話になっております。現在の就職市場は売り手市場であるという甘言を真に受けて、随分と遊びながら就職活動をしてしまい再就職に時間がかかってしまいました。同年代の人たちに追いつけるよう早く仕事を覚え、まずは半年前になれるよう頑張ります。

松本 倫幸

昨年は1年を通じて環境が何度か変化し、常にせわしなく過ぎていきました。本年は1年を通して気持ちに余裕をもつて、業務も私生活も勉強も、計画的にこなしていきたいです。まだ入所して間もなく、様々なことに慣れるため、焦ることも多いと思いますが、そんな時こそ落ち着いて、目の前の課題を一つずつ着実にこなしていけるように頑張ります。

冬期休暇のお知らせ

12月29日(土)～
1月6日(日)まで
冬期休暇とさせていただきます